

松戸市火災予防条例の一部改正について（イメージ）

多数の者が集合する催しの規定

（注1）

- ・ 対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催しに際して使用する場合は、
 - ①消火器を準備すること。
 - ②露店等の開設届出の義務。

（注2）

多数の者が集合する催しのうち、屋外での大規模な催しの規定

- ・ 対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者が集合する屋外での催しにのうち、下記の条件により指定催しと指定します。
 - ①大規模な催しが開催可能な会場（10万人）
 - ②露店数が100店舗を超える場合
- ・ 指定催しとなった場合は、主催者は
 - ①火災予防上必要な業務に関する計画書の作成及び届出
 - ②上記の計画を提出しない場合は、罰則が適用。

（注1）

- ・ 「対象火気器具等」とは、
 - ①気体燃料を使用する器具
 - ②液体燃料を使用する器具
 - ③固体燃料を使用する器具
 - ④電気を熱源とする器具をいいます。

（注2）

- ・ 「多数の集合する催し」とは、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものを指します。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合は対象外になります。
例) ・ 近親者によるバーベキュー
・ 幼稚園で父母が主催するもちつき大会